

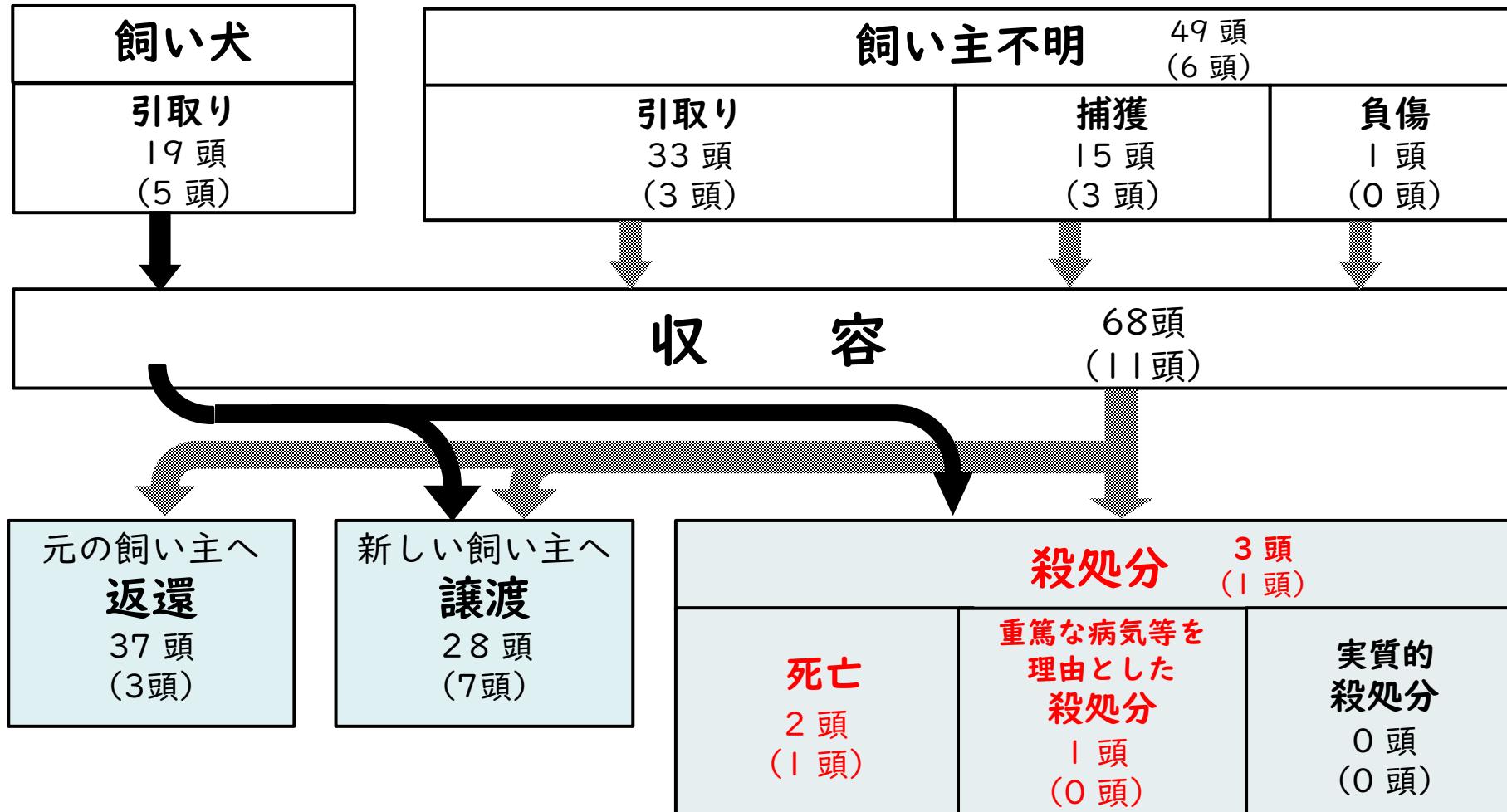
令和7年度
動物取扱責任者研修会

福岡市の犬猫収容措置状況

収容措置状況(R6)

【犬】

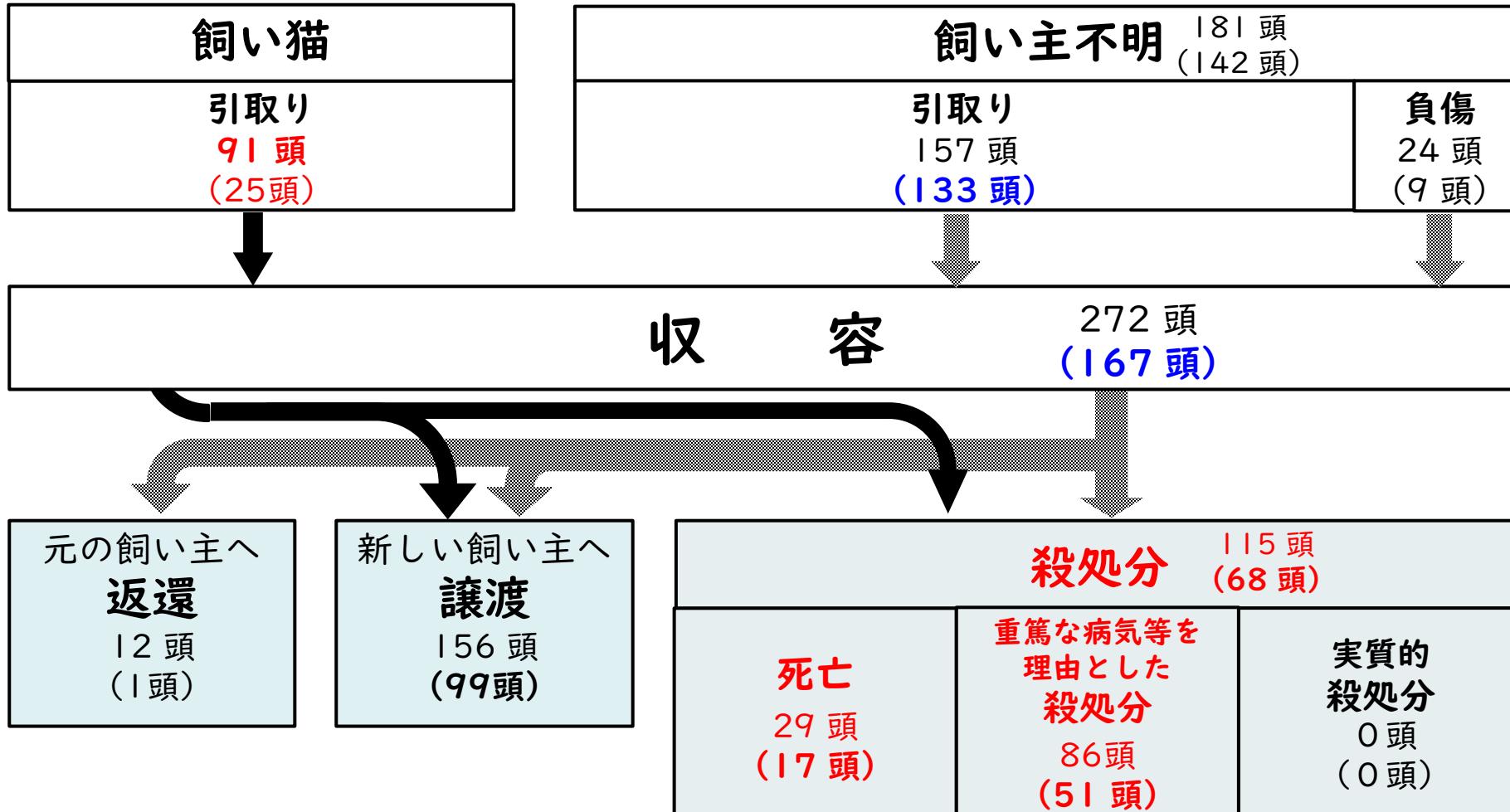
() うち子犬の数



収容措置状況(R6)

【猫】

() うち子猫の数



各制度の案内

- (1) 謹渡サポート店制度
- (2) 犬猫パートナーシップ店制度

(I) 謾渡サポート店制度

センターの譕渡犬猫を飼養施設で預かっていただき、犬猫の出会いの場として、譕渡のサポートをしていただく制度。

主に**猫の譕渡**のご協力をお願いしています。

協力いただける事業者をHP「ずっといっしょ.com」で紹介しています。

※R6年度の猫の収容頭数は犬の4倍。

主な認定基準

- ・福岡市内の第一種動物取扱業であり、犬又は猫の飼養施設を有すること。
- ・センターの譕渡犬猫を施設で預かって飼育し、飼い主さがしをすること。



いつでも募集しています！

(2) 犬猫パートナーシップ店制度

ペットショップで購入するだけでなく、動物愛護管理センターの譲渡犬猫も選択肢の一つであることを市民に啓発することや、適正飼育の推進をしていただく制度。

HP 「ずっといっしょ.com」で動物取扱業者の紹介も行っています。

主な認定基準

- ・福岡市内の第一種動物取扱業であり、犬猫販売業の登録施設を有すること。
- ・飼い主への販売時、以下のことを誓約させた上で販売すること。
 - ①飼育可能な住宅に居住していること
 - ②終生飼育すること
 - ③万一飼えなくなつた際は、必ず新たな飼い主を探すこと



ご協力お願いします！

本日の主な研修内容

- ① 従業員の員数規制
- ② 8週齢規制
- ③ 台帳の記録と保管
- ④ 重要事項の説明
- ⑤ マイクロチップ情報の登録、変更登録
- ⑥ 狂犬病予防接種の徹底
- ⑦ 動物の飼養環境の管理
- ⑧ 取扱業に関する市民からの相談事例



従業員の員数規制

①従業員の員数規制

- ・令和6年6月1日より、第一種動物取扱業の従業員の員数規制が完全施行された。
- ・犬又は猫の飼養施設において、職員1人当たりが飼養又は保管をする頭数の上限は、

**犬20頭（うち繁殖犬15頭）
猫30頭（うち繁殖猫25頭）**

※親と同居する子犬・子猫は含まない。

※子犬・子猫は、親と離した時点で1人当たりの飼養保管頭数に計上する。

※繁殖を引退した犬・猫は含まない（定期報告書に引退した旨記載すること）。

*報告書等

「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」

動物取扱業における
犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針
～守るべき基準のポイント～



■ [全体版\[PDF 4.72MB\]](#)

■ [分割版](#)

- [目次 \[PDF 314KB\]](#)
- [1. はじめに・本書の使い方 \[PDF 275KB\]](#)
- [2. チェックリスト \[PDF 398KB\]](#)
- [3. 基準の解説](#)
 - [1.飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 \[PDF 453KB\]](#)
 - [2.動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項 \[PDF 464KB\]](#)
 - [3.動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項 \[PDF 436KB\]](#)
 - [4.動物の疾病等に係る措置に関する事項 \[PDF 433KB\]](#)
 - [5.動物の展示又は輸送の方法に関する事項 \[PDF 388KB\]](#)
 - [6.動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定 \[PDF 397KB\]](#)
 - [7.その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項 \[PDF 859KB\]](#)
- [4. 行政指導・行政処分について \[PDF 4.19MB\]](#)
- [5. 参考資料](#)
 - [経過措置について \[PDF 426KB\]](#)
 - [関係法令 \[PDF 2.6MB\]](#)



センターについて



犬・猫を
探しの方へ



飼い主の方へ



新着情報



よくある質問



動物取扱業
について



特定動物の
飼育について



アクセス

登録の【更新】申請はこちら

※オンライン申請を利用する際は添付する必要書類を事前に準備していただく必要があります。申請フォームに移行される前に必要書類（2）～（10）のうち申請される業種で必要な様式を印刷記入し、スキャン又は撮影データをご準備ください。

必要な書類の確認等ご不明な点がございましたら、東部動物愛護管理センターまでご連絡ください。

（TEL：092-691-0131（ガイダンス4番） FAX：092-691-0132）

④遵守事項について

動物取扱業を営むには、動物の愛護及び管理に関する法律で定められた基準等を遵守しなければなりません。

詳しくは環境省の「[動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～](#)」のページをご覧ください。

また、わんにゃんよかネット内の[こちらのページ](#)も併せてご覧ください。

⑤登録内容の届け出について

②

8週齡規制

8週齢未満の犬猫の販売制限

動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)
(幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限)

第二十二条の五 犬猫等販売業者(販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。)は、その繁殖を行つた犬又は猫であつて出生後56日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するため引渡し又は展示をしてはならない。

※日本犬6種（柴犬、秋田犬、紀州犬、甲斐犬、北海道犬、四国犬）は49日齢。

③

台帳の記録と保管

③台帳の記録と保管

全て5年間保存

	飼養施設	個体又は品種等ごとの帳簿	飼養施設及び動物の点検状況	繁殖実施状況 ※繁殖する場合	取引状況
販 売	有	○	○	○	○
	無	○			○
保 管	有		○		○
	無				○
貸出し	有	○	○	○	○
訓 練	有		○		○
	無				○
展 示	有	○	○	○	○
競りあっせん	有		○		○
譲受飼養	有	○	○		○

その他調製が必要な書類

- ※ **診断書** (1年以上継続して犬又は猫を飼養する場合、1年ごと健康診断を実施)
- ※ **出生証明書** (犬又は猫が帝王切開で出産した場合)

(例) 繁殖を行う犬猫の販売業が調製する台帳

- ① 個体ごとの管理台帳
- ② 繁殖実施状況記録台帳
- ③ 診断書
- ④ 出生証明書
- ⑤ 飼養施設及び動物の点検状況記録台帳
- ⑥ 取引状況記録台帳

台帳の記録と保管

センターについて

犬・猫をお探しの方へ

飼い主の方へ

新着情報

よくある質問

動物取扱業について

特定動物の飼育について

アクセス

⑦様式集

(1) 帳簿・台帳

- 飼養施設及び動物の点検状況記録台帳
- 繁殖実施状況記録台帳
- 取引状況記録台帳（保管・訓練）
- 動物に関する帳簿（販売・展示・貸出・その他）【犬・猫】
- 動物に関する帳簿（販売・展示・貸出・その他）【犬・猫以外】
- 動物に関する貸出時の帳簿（貸出）

(2) 定期報告

- 動物販売業者等定期報告届出書

(3) 診断書

- 診断書（参考例）

(4) その他

- 第一種動物取扱業登録証再交付申請書
- 標識 事業所内
- 標識 事業所外

※わんにゃんよかネットに各種台帳様式の掲載あり

① 個体ごとの管理台帳

記入例（表面）

犬の名前	ポチ			所有開始日（飼い始めた日）	2019/00/00				
飼養・取得	品種	生年月日	年齢	性別					
	チワワ	2018/00/00	1歳	オス 避妊（去勢）済					
その他特徴（毛色、性格など）									
毛色：白（背中に模様有） 性格：臆病									
繁殖者氏名（名称） 登録番号 住所									
○○○○ 登録番号 ○○県○○市○○区○○									
前飼い主の氏名（名称） 登録番号 住所									
同上 同上 同上									
販売または引渡	販売（引渡）日	販売担当者氏名							
	2020/00/00	○○○○							
	販売（引渡）先の氏名（名称） 登録番号 住所								
	○○○○ 登録番号 ○○県○○市○○区○○								
	販売（引渡）先が動物の取引に関する法令に違反していないことの確認 (登録済みの販売業者であること、適切な飼養管理をしていること等)								
	実施済み・未実施								
	顧客への情報提供、対面説明及び顧客による署名確認								
	実施済み・未実施								
死亡	死亡日	死亡原因							

①犬を取得したら
「犬の名前」
「所有開始日」
「飼養・取得」
欄に記入する

②販売・引渡をしたら
「販売または引渡」
欄に記入する

③犬が死亡したら
「死亡」欄に「死亡日」と
「死亡原因」を記入する

販売業・貸出業
展示業・譲受飼養業

犬・猫の場合は
個体ごと

その他哺乳類、
鳥類、爬虫類は
品種ごと

① 個体ごとの管理台帳

記入例（裏面）

犬の名前		犬の履歴
月日	内容	
2019		
O/O	飼養開始	
O/O	狂犬病予防接種	
O/O	ワクチン接種	
2020		
O/O	〇〇さんへ販売	

飼養開始日、 健康診断の受診歴と結果、 ワクチン接種日と種類 などを時系列で記入

②

繁殖実施状況記録台帳

販売業
貸出業
展示業
※繁殖する場合

参考様式

繁殖実施状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 販売 貸出し 展示

動物の種類

交配等 年月日	雌 (個体識別番 号、名称等)	雄 (個体識別番 号、名称等)	出産・産 卵 予定日	出産・産 卵 年月日	出産・ 産卵數	出産・ 産卵後	新生子・卵の 状態	犬又は猫に係る記入欄			備 考
								雌の交配時 の年齢	雌の生涯出 産回数	今後繁殖の用に供する 可能性(繁殖に供するこ とをやめた年月日)	
							健康 ・否	歳	回数 ()	有・無 ()	

①交配をしたら
「交配日」、
「メス・オスの名前または
個体識別番号」、
「出産・産卵予定日」
を記入

②出産したら
「出産・産卵年月日」、
「出産・産卵数」、
「出産・産卵後の雌の状態」、
「新生子・卵の状態」
を記入

③犬または猫の場合
「雌の交配時の年齢」、
「雌の生涯出産回数」、
「今後繁殖に用いる可能性」
を記入

③

診断書

(参考例)

診断書

実施した個体：

診断結果： 健康 ・ 治療の必要あり
(所見等)

今後の繁殖の適否： 適 ・ 否 ※繁殖に供する個体の場合

今後の飼育において留意すべき事項等：
(所見等)

年 月 日

獣医師の氏名：

動物病院等の名称：

所在地：

電話番号：

健康診断において、特にチェックが必要な内容		異常
		有 無
問診	日頃の飼育方法や管理状態、食欲、体調について気になる点がないか等	
行動の確認	常同行動等の異常（攻撃性や不安状態等も可能なら確認する）がないか等	
身体の確認	全身（被毛の状態、削瘦や肥満がないか等）	
	眼の周囲（目やに等で視力に影響がないか等）	
	口の周囲（歯や歯石の状態に異常がないか等）	
	四肢（肉球に傷がないか、爪が伸びすぎていないか等）	
	肛門周囲（糞尿が固着していることがないか、傷やただれがないか等）	
	生殖器の状態（傷やただれがないか、今後繁殖に供しても問題ない状態か等）	
他に実施した検査	血液検査の結果等があれば添付	

※動物愛護管理法第41条の2に基づき、虐待等を受けたと思われる動物を発見した獣医師は都道府県等に通報する義務がある。
(獣医師による通報)

第41条の2 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

・1年以上継続飼養している犬猫が対象
(オス・メスとも)

・獣医師による健康診断（今後の繁殖の適否）

→繁殖「否」の場合は、繁殖回数・年齢とも上限に達していなくても、今後の繁殖に使用しない

④

出生証明書

参考様式

帝王切開実施に係る出生証明書及び診断書

飼育者 店名・屋号 _____
氏名 _____
住所 _____ 電話番号 _____

帝王切開実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

帝王切開を実施した個体（母体）

動物種	品種
名前	生年月日
性別	体重 MC番号

帝王切開を実施した個体（母体）の診断

健康診断の内容		異常
		有 無
問診	日頃の飼育方法や管理状態、食欲、体調について気になる点がないか等	
行動の確認	常同行動等の異常（攻撃性や不安状態等も可能なら確認する）がないか等	
身体の確認	全身の状態（被毛の状態、削瘦や肥満がないか等）	
	目の周囲（目やに等で视力に影響がないか等）	
	口の周囲（歯や歯石の状態に異常がないか等）	
	四肢の状態（肉球に傷がないか、爪が伸びすぎていないか等）	
	肛門周囲（糞尿が排泄していないか、傷やいたれがないか等）	
生殖器の状態（傷やいたれがないか、今後繁殖に供しても問題ない状態か等）		
他に実施した検査	血液検査などの結果等があれば添付	
診断結果	健康・治療の必要有	
	所見等	
今後の繁殖の適否	適 否	

出生証明

出産した胎児の数 _____ 頭（うち生存数 _____ 頭）

上記のとおり健康診断及び帝王切開手術を実施いたしました。

令和 年 月 日

病院名 _____
所在地 _____
電話番号 _____
獣医師名 _____

- ・犬猫が「帝王切開」で出産した場合
- ・「診断書」は別に必要

診断項目は主に以下の4つ…

- ①帝王切開を行った獣医師、もしくは動物病院の情報
- ②親（母）犬猫の個体情報と健康状態
- ③生まれた子犬（子猫）の個体情報と健康状態
- ④親（母）犬猫の今後の繁殖の適否について

※帝王切開は必ず獣医師

⑤

取引状況記録台帳

全業種

第一種動物取扱業遵守基準細目第6条第4号関係

参考様式第11

取引状況記録台帳

動物取扱業の種別：販売 保管 貸出し 訓練 展示 その他（ ）

年月日	取引の相手方 (登録番号)	取引内容 (取引の区分) (種類) (数)	相手方の関係法令遵守の状況	担当者氏名	備考

相手方が第一種動物取扱業者の場合は登録番号を記載すること

犬の場合は、
「登録の有無」、
「狂犬病注射接種の有無」
等の確認について、
ご協力よろしくお願ひします。

備考

- 「取引の相手方」欄には、相手方が第一種動物取扱業者
- 「取引内容」欄には、仕入れ、販売等の取引の区分を記入すること。
- 「相手方の関係法令遵守の状況」欄については、動物の取引に関する関係法令について違反していないこと及び違反

※ 「販売業」、「貸出業」、「展示業」、「譲受飼養業」など
「個体ごとの管理台帳（カルテ）」を調製する場合は省略可

⑥ 飼養施設及び動物の点検状況記録台帳

参考様式第9

全業種
※飼養施設あり
の場合

飼養施設及び動物の点検状況記録台帳

動物取扱業の種別 : 販売 保管 貸出し 訓練 展示

飼養施設の所在地 :

年月日	点検時間	飼養施設の点検等の状況			動物の数及び状態の点検		点検担当者 氏名	備考
		清掃	消毒	保守点検	数	状態		
	:	済・否	済・否	済・否	異常無・異常有	異常無・異常有	①	②

①飼養施設の「清掃」・
「消毒」・「保守点検」と
「動物の数」・「動物の状態」
について一日一回以上
点検等を実施し記録

②「動物の数」や「状
態」が「異常有」に該当
した場合は「備考」欄に
詳細を記入

当した場合は、「備考」欄にその詳細を記入すること

2 この台帳の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※「保管業」、「訓練業」など動物を所有しない業種は、動物を取扱った際に記録

販売業
貸出業
展示業
譲受飼養業

【その他】定期報告届出書

年 月 日

届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所
電話番号

動物販売業者等定期報告届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第21条の5第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称							
2 事業所の所在地							
3 登録年月日	年 月 日						
4 登録番号							
5 年度当初に所有していた動物の合計数	犬： 頭、 猫： 頭、 その他哺乳類： 頭、 鳥類： 羽、 爬虫類： 頭						
6 年度中に新たに所有するに至った動物の月ごとの合計数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	犬						
	猫						
	その他 哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	犬						
	猫						
	その他 哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
7 年度中に販売若しくは引渡しをした動物の月ごとの合計数	4月	5月	6月	7月	8月		
	犬						
	猫						
	その他 哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
	10月	11月	12月	1月	2月		
	犬						
	猫						
	その他 哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						

8 年度中に死亡の事実が生じた動物の月ごとの合計数	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬					
	猫					
	その他 哺乳類					
	鳥類					
	爬虫類					
		10月	11月	12月	1月	2月
	犬					
	猫					
	その他 哺乳類					
	鳥類					
	爬虫類					
9 年度末に所有していた動物の合計数	犬：	頭、	猫：	頭、	その他哺乳類：	頭、
	鳥類：	羽、	爬虫類：	頭		
10 犬猫以外の動物に含まれる品種等						
11 備 考						

備 考

- 1 年度途中に登録を受けた場合には、5については登録を受けた時点の頭数を、6から8までについては、登録を受けた日以降の月ごとの合計頭数を記載すること。
- 2 令和2年6月1日現在で、既に第一種動物取扱業の登録を受けている者は、令和2年度に係る報告については、5については令和2年6月1日時点の頭数、6から8までについては令和2年6月以降の月ごとの合計数を記載すること。
- 3 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「11 備考」欄に事務担当者の氏名及び電

定期報告届出書

前年度分(4~3月分)を **5月30日まで** に提出
動物の数に動きがなくても提出すること!
郵送・FAX・メールでの提出可

定期報告届出書の書き方

1 事業所の名称						
2 事業所の所在地						
3 登録年月日	年 月 日					
4 登録番号						
5 年度当初の動物の合計数	犬： 頭、 猫： 頭、 その他哺乳類： 頭、 鳥類： 羽、 爬虫類：					
6 年度中に新たに所有することになった動物の月ごとの合計数	4月	5月	6月	7月	8月	9月
犬						
猫						
その他哺乳類						
鳥類						
爬虫類						
	10月					3月
犬						
猫						
その他哺乳類						
鳥類						
爬虫類						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
犬						
猫						
その他哺乳類						
鳥類						
爬虫類						

昨年度末の合計数
と一致させること

新たに産まれた数
(死産も含む)
+ 購入した数

7 年度中に販売もしくは引渡しをした動物の月ごとの合計数

繁殖引退犬・猫は⑦の該当月に頭数を記載
→備考欄にその旨記載

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
犬						
猫						
その他哺乳類						
鳥類						
爬虫類						
	10月					2月
犬						
猫						
その他哺乳類						
鳥類						
爬虫類						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
犬						
鳥類						
10 大猫以外の動物に含まれる品種等						
11 備考						

8 年度中に死亡した動物の月ごとの合計数

死産も含む

9 年度末の動物の合計数

⑤ + ⑥ - (⑦ + ⑧)

- ・年度(4~3月分)ごとの報告となる。
- ・年度途中で新規に開業した場合は、開業月から記載をはじめる。

④

重要事項の説明

販売に際しての情報提供の方法等

動物を販売する場合の手順

1 動物を購入する者に直接見せる。

※事業所で実施すること

現物確認

2 動物について対面で、書面又は電磁的記録を用いて、18項目の説明を行う。

※購入者の署名等を貰うこと

対面説明

※販売の相手方が第一種動物取扱業者である場合、その動物の特徴等について説明をすることで売買可能です。

事業所において対面説明が必要な18項目

①品種名	②標準体重、標準体長など	③平均寿命など
④適切な飼養施設の構造と規模	⑤給餌・給水の方法	⑥運動・休養の方法
⑦主な人と動物の共通感染症、かかるおそれの高い疾病の種類と予防方法	⑧不妊去勢の措置の方法と費用 (哺乳類のみ)	⑨前号(⑧)に掲げるもののほか みだりな繁殖を制限するための措 置
⑩遺棄の禁止、その他当該動物に 係る関係法令の規定による 規制の内容	⑪性別(わからない場合は不明)	⑫生年月日
⑬不妊去勢の措置の実施状況	⑭繁殖を行った者の氏名、名称、 登録番号、所在地など	⑮所有者の氏名
⑯病歴、ワクチン接種状況	⑯親・同腹子の遺伝性疾患の発生 状況	⑰前17項目のほか、適正な飼 養・保管に必要な事項

※販売の相手方が第一種動物取扱業者である場合、②～⑩については必要に応じて説明を行うこと
(①、⑪～⑯は必須項目) →情報提供を受けたことについて、相手方の署名を貰うこと

⑤マイクロチップ情報の 登録・変更登録

犬猫繁殖・販売事業者の義務

【犬猫の繁殖事業者】

- ・マイクロチップの装着・指定登録機関への登録
(91日齢、もしくは販売までに実施)
- ・販売時に登録証明書を購入者に提供

【犬猫の販売事業者】

- ・導入時に指定登録機関で変更登録
- ・販売時に登録証明書を購入者に提供
- ・購入者に変更登録について説明(実施をうながす)

環境省指定登録機関でのマイクロチップ情報登録



動物の愛護及び管理に関する法律に基づく

犬と猫のマイクロチップ情報登録

マイクロチップ情報登録制度

指定登録機関について

ダウンロード

よくある質問

お知らせ

English >

お問い合わせ

オンラインでマイクロチップ情報を登録しましょう

動物愛護管理法により、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられています。

(重要)狂犬病予防法に基づく犬への狂犬病の予防注射やお知らせハガキに関するお問い合わせが増えています。

コールセンターでは回答できませんので、お住まいの市町村の窓口へお問い合わせください。

犬や猫の飼い主の方

ペットとして犬や猫を飼っている方

動物取扱業関連の方

第一種・第二種動物取扱業の方



現在の登録頭数

犬 1,114,675 頭 猫 457,981 頭

環境省指定登録機関でのマイクロチップ情報登録

ホーム > 動物取扱業者関連の手続一覧

動物取扱業者関連の手続一覧

動物取扱業者関連（ブリーダー、ペットショップ等）が、マイクロチップ情報の登録等の手続を行えます。

1頭ずつの登録・変更

マイクロチップ情報の登録



以下の場合に、所有者と犬や猫の情報を登録してください。

- ・犬や猫をペットショップなどに販売する前
- ・繁殖などのために犬や猫を取得する場合

所有者の変更登録



犬や猫をペットショップがブリーダーから仕入れた際などには、所有者の変更を登録してください。

登録事項の確認・変更



住所や連絡先などが変わったときは、登録事項を確認し、登録されている情報を変更してください。

登録事項を確認せずに変更する場合はこちら →

登録証明書の再交付



犬や猫の登録証明書を紛失した際には、再交付を受けることができます。

死亡の届出



犬や猫が亡くなったら、死亡を届け出してください。

登録証明書



犬猫を販売・譲渡する際は、必ず相手方に「登録証明書」を提供してください。

環境省指定登録機関でのマイクロチップ変更登録



動物の愛護及び管理に関する法律に基づく
犬と猫のマイクロチップ情報登録

マイクロチップ情報登録制度

指定登録機関について

ダウンロード

よくある質問

お知らせ

お問い合わせ

ホーム > 犬や猫の飼い主の手続一覧

犬や猫の飼い主の手続一覧

ペットとして犬や猫を飼っている方（動物取扱業以外の方）が、マイクロチップ情報の登録等の手続を行えます。

所有者の変更登録



以下のよつな経緯で本サイトの「登録証明書」をお持ちの方は、登録されている情報をご自身の情報に変更し、所有者を変更してください。

- ・ブリーダーやペットショップから犬や猫を購入した
- ・本サイトに登録済みの犬や猫を他の方から譲渡された

マイクロチップ情報の登録



動物病院等で犬や猫にマイクロチップを装着したり、行政から犬や猫と共に「マイクロチップ装着証明書」を譲り受けた際に、飼い主と犬や猫の情報を登録してください。

登録事項の確認・変更



住所や連絡先などが変わったときは、登録事項を確認し、登録されている情報を変更してください。

登録証明書の再交付



飼っている犬や猫の登録証明書を紛失した際には、再交付を受けることができます。

死亡の届出



犬や猫が亡くなったら、死亡を届け出てください。

環境省指定登録機関でのマイクロチップ変更登録

動物取扱業者関連の手続一覧

動物取扱業者関連（ブリーダー、ペットショップ等）が、マイクロチップ情報の登録等の手続を行えます。

1頭ずつの登録・変更

マイクロチップ情報の登録



以下の場合に、所有者と犬や猫の情報を登録してください。

- ・犬や猫をペットショップなどに販売する前
- ・繁殖などのために犬や猫を取得する場合

所有者の変更登録



犬や猫をペットショップがブリーダーから仕入れた際などには、所有者の変更を登録してください。

登録事項の確認・変更



住所や連絡先などが変わったときは、登録事項を確認し、登録されている情報を変更してください。

[登録事項を確認せずに変更する場合はこちら](#) →

登録証明書の再交付



犬や猫の登録証明書を紛失した際には、再交付を受けることができます。

死亡の届出



犬や猫が亡くなったら、死亡を届け出してください。

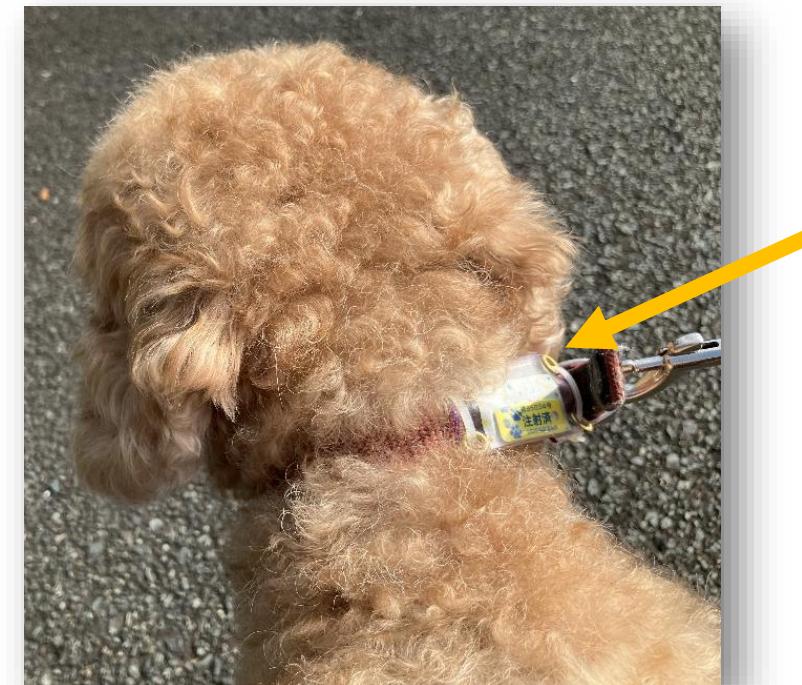
⑥ 狂犬病予防接種の徹底

狂犬病予防接種の徹底

【生後90日齢を超えた犬】

狂犬病予防法第5条による**義務**

- ・年に一回の狂犬病予防接種
- ・狂犬病予防注射済票の交付・装着



⑦

動物の飼養環境の管理

- ・動物の熱中症について
- ・動物の輸送について

動物の熱中症



防ごう！ペットの熱中症

人に限らずペットも熱中症になります。ペットは人に比べて体高が低く、地面からの熱を受けやすい環境にいます。
肉球のやけどにも十分な注意が必要です。人もペットも熱中症予防行動をとりましょう!!



環境省
Ministry of the Environment



環境省自然環境局総務課動物愛護管理室



環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室



環境省ポスター



日本気象協会
イヌ・ネコの熱中症予防
対策マニュアル2025

飼養施設の温度・湿度管理

- ・飼養施設に温度計と湿度計を備え付ける。
- ・エアコン等の室温を通年で20~23℃前後に設定することが基本。
- ・暑さに弱い個体(ダブルコート、短頭種の犬、肥満等)は熱中症に注意。
→夏場はより涼しく保つ必要がある。
- ・寒さに弱い個体(シングルコート、幼齢、高齢等)は、低体温を防止する。
→室温を高めに設定する。
- ・湿度は50%前後が推奨。
- ・温度・湿度ともに高い環境では熱中症になりやすいため注意。

※品種や個体ごとの特徴、健康状態に合わせた、適正な温・湿度管理を!

動物の輸送

販売業・貸出業における 犬猫の輸送の方法に関する事項

- ・飼養施設に輸送された犬猫は輸送後2日間（48時間）以上観察すること。
→目視によって、下痢やおう吐、手足の麻痺等の状態を観察する。
- ・同一業者での店舗間移動の場合も輸送後2日間以上観察は必要。
- ・犬猫の移動販売等は、2日以上前に会場に輸送し観察を行うこと。
- ・観察は登録又は届出を行った飼養施設で実施すること。
→飼養施設として登録されていない輸送設備（車両等）での観察はNG

※観察中に異常（健康上の問題）が認められた場合は、獣医師の診療等を含む必要な処置を行うこと。

輸送の方法・設備（全動物種・全業種）

- ・設備の転倒防止策を講じること。
- ・広さが十分であること。
- ・清掃・消毒を行い、清潔を保つこと。
- ・輸送中に動物の状態を目視等により確認できるようにすること（航空輸送は除く）。
- ・適切な温度・明るさ・換気・湿度等が確保されていること。
- ・適宜給餌及び給水を行うこと。
- ・必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。
- ・衛生管理、事故・逸走防止、周辺の生活環境の保全に必要な措置を講じること。

※輸送業者等に輸送を依頼する場合も、動物取扱業者の責任において基準を満たす輸送業者や輸送方法等を選択する必要がある。

輸送時に配慮すべきこと（全動物種・全業種）

- ・出来るだけ動物のストレスを軽減できる輸送方法を選択すること。
- ・所要時間・距離を出来るだけ短くする輸送方法を選択すること。
- ・適宜給水・休息を行うこと。
- ・必要に応じて輸送前に獣医師に相談し指導を受けること。
- ・ケガ・病気・体調不良の個体を輸送する場合は、輸送を取りやめる、または延期することも検討すること。
- ・幼齢個体は成体以上に温度管理に十分注意すること。

取扱業に関する市民からの相談事例

動物取扱業者に関する相談件数

令和5年度…22件

【内訳】 1件につき複数の相談内容あり

動物の取り扱いに問題がある	14件
衛生管理に問題がある（清掃不足、臭気）	3件
販売時の説明が不十分	2件
無登録営業ではないか	2件
騒音	2件
その他	2件

令和6年度…20件

【内訳】 1件につき複数の相談内容あり

動物の取り扱いに問題がある	9件
販売時の説明が不十分	4件
騒音	3件
衛生管理に問題がある（清掃不足、臭気）	2件
事務所で対面販売していない	2件
その他	3件

センターの対応

立入調査または電話での聴取 → 違反があれば指導

事例①

販売業・
貸出業

犬・猫

- ・犬猫を輸送後に、輸送用のケージのまま経過観察を行っている。

犬猫の輸送に関する事項

- ・飼養施設に輸送された犬猫は輸送後2日間(48時間)以上観察すること。
→目視によって、下痢やおう吐、手足の麻痺等の状態を観察する。
- ・同一業者での店舗間移動の場合も輸送後2日間以上観察は必要。
- ・観察は登録又は届出を行った飼養施設で実施すること。
→飼養施設として登録されていない輸送設備(車両等)での観察はNG



事例②

全業種

※保管業・訓練業は飼養
期間が長期間の場合

犬・猫

- ・動物がずっと狭いケージの中にいれられたまま。
- ・運動スペースを使っている様子がない。

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(令和三年環境省令第七号)

第二条二(二) 飼養期間が長期間(1週間以上)にわたる場合の犬・猫のケージの基準

(イ) 犬の分離型ケージの基準 (ロ) 猫の分離型ケージの基準

(ハ) (イ) 犬の一体型ケージの基準 (ii) 猫の一体型ケージの基準



第二条二(五)

(ソ) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、飼養又は保管をする犬又は猫を、一日あたり三時間以上運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

【参考】飼養期間が長期間(1週間以上)にわたる場合の 犬・猫のケージの基準

【分離型ケージの基準】

※運動スペース（運動スペース一体型ケージ
と同一以上の広さ）が別途必要です

	床面積		高さ
	長辺	短辺	
犬	体長の2倍以上	体長の1.5倍以上	体高の2倍以上
猫	体長の2倍以上	体長の1.5倍以上	体高の3倍以上 & 2段以上の構造

【運動スペース一体型ケージの基準】

	床面積		高さ
犬	運動スペース分離型の ケージサイズの6倍以上	体長の1.5倍以上	体高の2倍以上
猫	運動スペース分離型の ケージサイズの6倍以上	体長の1.5倍以上	体高の3倍以上 & 2段以上の構造

事例③

販売

全動物種

- ・メスと説明されて購入した犬の性別がオスだった。

動物を販売する場合の手順

1 動物を購入する者に直接見せる。

※事業所で実施すること

現物確認



2 動物について対面で、書面又は電磁的記録を用いて、18項目の説明を行う。

※購入者の署名等を貰うこと

対面説明

※販売の相手方が第一種動物取扱業者である場合、その動物の特徴等について説明をすることで売買可能です。

【参考】事業所において対面説明が必要な18項目

①品種名	②標準体重、標準体長など	③平均寿命など
④適切な飼養施設の構造と規模	⑤給餌・給水の方法	⑥運動・休養の方法
⑦主な人と動物の共通感染症、かかるおそれの高い疾病の種類と予防方法	⑧不妊去勢の措置の方法と費用 (哺乳類のみ)	⑨前号(⑧)に掲げるもののほか みだりな繁殖を制限するための措置
⑩遺棄の禁止、その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容	⑪性別(わからない場合は不明)	⑫生年月日
⑬不妊去勢の措置の実施状況	⑭繁殖を行った者の氏名、名称、登録番号、所在地など	⑮所有者の氏名
⑯病歴、ワクチン接種状況	⑯親・同腹子の遺伝性疾患の発生状況	⑰前17項目のほか、適正な飼養・保管に必要な事項

事例④

全業種

全動物種

- ・犬を繁殖・販売している飼養施設から異臭がする。
- ・犬の鳴き声がうるさい。

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和三年環境省令第七号）

第二条一イ(4)



動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。

第二条一口(1)

臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設の環境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。

【参考】臭気について

- ・悪臭のほとんどは、**動物の排泄物の不適切な処理、施設の清掃不良、不適切な汚水の処理**などが原因。
→ 臭気は排泄物の処理や施設の管理状況の指標となる。
- ・**アンモニア**等の数値が**悪臭防止法**等に基づく基準値を超えていている場合で、清潔が保たれていない状態であれば、飼養管理基準を満たしていないとみなされ指導の対象となる。
- ・数値自体がそれほど高くなくても、飼養施設における衛生管理の状態を総合的に判断し、清潔が保たれていない状態や生活環境が損なわれるような状態であれば、指導の対象となる。

センターでも、過去に飼養施設周囲のアンモニア濃度が著しく高い ($> 30\text{ppm}$) 取扱業者に対し、改善勧告を行っています。



臭気測定器

ご清聴ありがとうございました。

お疲れ様でした。